

# 令和5年度第18回ヨコハマeアンケート

## 喫煙に関するアンケート

実施期間 令和6年1月19日（金）から1月29日（月）

事業所管課 健康福祉局健康推進課、資源循環局街の美化推進課

回答者数 1,384人（回答率：29.0%）

【参考】eアンケートメンバー数 4,779人（1月19日時点）

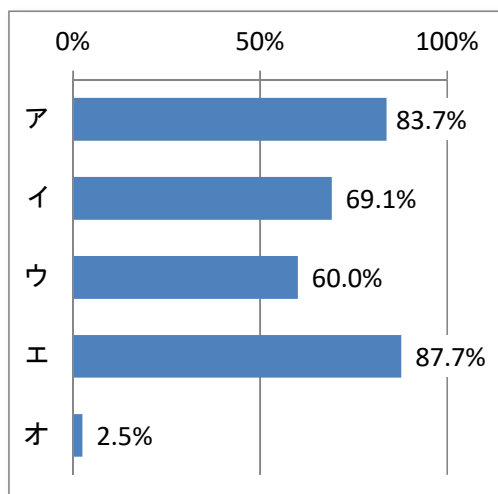
年代別、横浜市内在住・在勤・在学別の回答者構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
横浜市内在住	0 (0.0%)	14 (1.0%)	85 (6.1%)	223 (16.1%)	405 (29.3%)	351 (25.4%)	295 (21.3%)	1,373 (99.2%)
横浜市内在勤	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	3 (0.2%)	2 (0.1%)	10 (0.7%)
横浜市内在学	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
計	0 (0.0%)	15 (1.1%)	86 (6.2%)	225 (16.3%)	407 (29.4%)	354 (25.6%)	297 (21.5%)	1,384 (100.0%)

**Q1** たばこに関して気になることはありますか。  
※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
(複数選択可)

n = 1,384

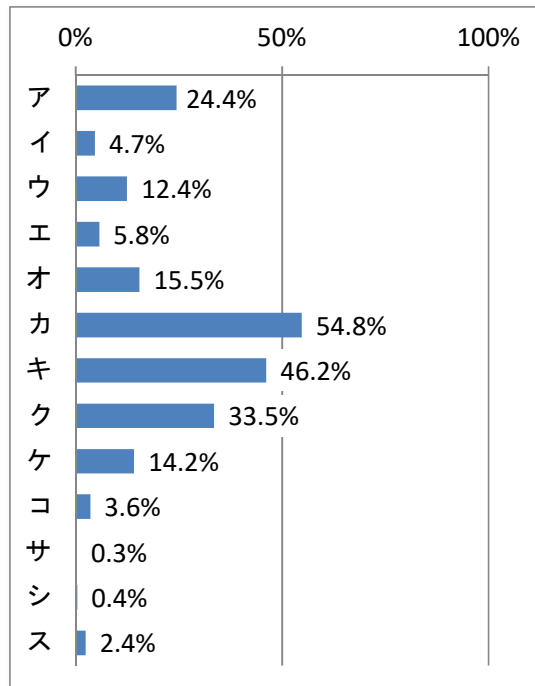
ア	たばこの煙やにおい	83.7%	1,159
イ	受動喫煙による健康影響	69.1%	957
ウ	歩きたばこの火によるやけど	60.0%	831
エ	吸い殻のポイ捨て	87.7%	1,214
オ	特に気にしない	2.5%	34



**Q2** あなたはこの1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。  
 ※「ア 機会はなかった」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
 (複数選択可)

n = 1,384

ア	機会はなかった	24.4%	338
イ	自宅(同居家族等の喫煙による受動喫煙)	4.7%	65
ウ	自宅(近隣住民等の喫煙<ベランダ・庭等>による受動喫煙)	12.4%	172
エ	職場内	5.8%	80
オ	飲食店	15.5%	214
カ	歩きたばこ	54.8%	758
キ	路上喫煙(立ち止まっている状態やベンチに座った状態等での喫煙)	46.2%	639
ク	屋外の喫煙所の周囲	33.5%	464
ケ	公園	14.2%	196
コ	公共施設	3.6%	50
サ	医療機関	0.3%	4
シ	行政機関(区役所や市役所等)	0.4%	6
ス	その他	2.4%	33



その他(抜粋)

駐車場

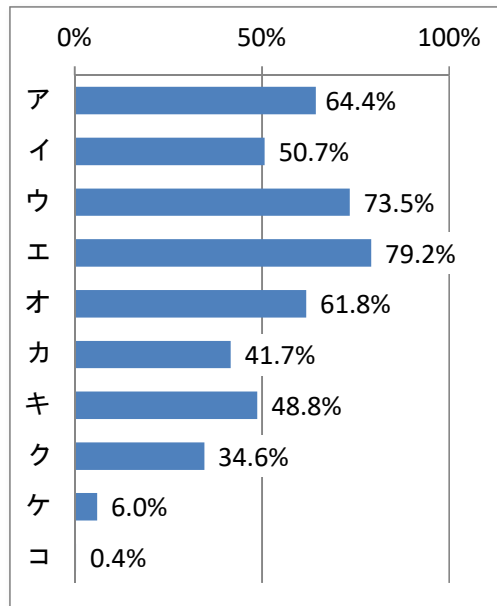
コンビニの入り口

バス停付近

**Q3** ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する内容についてお聞きします。  
 喫煙に関するルールについて、知っていることをお答えください。  
 ※「ケ 知っていることはない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
 ※ア～ウ: ポイ捨て・喫煙禁止条例関連  
 エ～ク: 健康増進法関連  
 (複数選択可)

n = 1,384

ア	市内全域で歩行中に喫煙しないよう努めなければならない	64.4%	891
イ	屋外で喫煙する場合は携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない	50.7%	702
ウ	喫煙禁止地区内における屋外の公共の場所での喫煙は禁止されている	73.5%	1,017
エ	学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である	79.2%	1,096
オ	飲食店・オフィス・事務所・商業施設など人が複数集まる場所では原則屋内禁煙である	61.8%	856
カ	全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮する義務がある	41.7%	577
キ	喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない	48.8%	675
ク	20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている	34.6%	479
ケ	知っていることはない	6.0%	83
コ	その他	0.4%	5



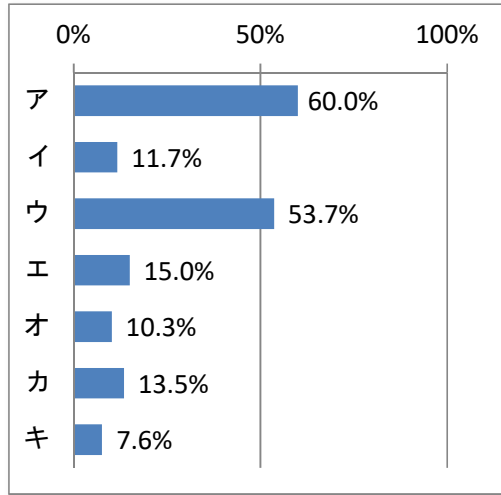
その他(抜粋)

ルールについてはよく知りませんが、こうしたら困る人がいるだろうとか、こうしたら危ないだろうとかは普通考えると思います。

**Q4** ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する内容についてお聞きします。  
 喫煙に関するルール(※3)の情報はどこで入手していますか。  
 (※3)喫煙に関するルール:吸い殻等ポイ捨ての禁止、歩きタバコをしないよう努力する義務、喫煙禁止地区、受動喫煙に配慮する義務など  
 (複数選択可)

n = 1,384

ア	横浜市の広報媒体(ウェブページ・広報よこはま・SNS等)	60.0%	831
イ	駅前清掃キャンペーン	11.7%	162
ウ	街なかの看板やポスター等の掲出物	53.7%	743
エ	口コミ・知り合い	15.0%	208
オ	たばこの販売店や製造者等・事業者のウェブページやSNS	10.3%	142
カ	自治会・町内会の掲示板	13.5%	187
キ	その他	7.6%	105



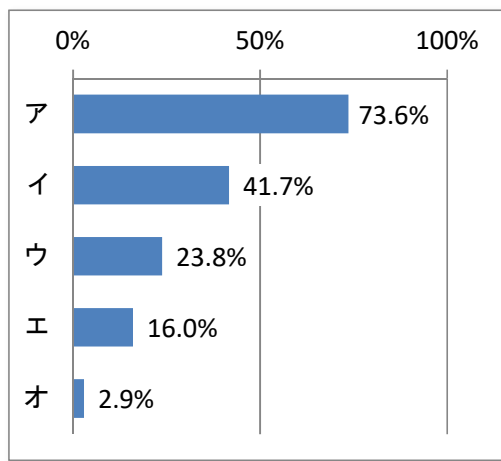
その他(抜粋)

インターネット
駅のポスターや電車の広告等
喫煙所

**Q5** 横浜市の喫煙に関する情報発信について、不足していると感じる内容を教えてください。  
 ※「エ 特に不足していると感じない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
 (複数選択可)

n = 1,384

ア	喫煙に関するマナー・ルールについて	73.6%	1,019
イ	受動喫煙による健康影響	41.7%	577
ウ	禁煙支援の情報	23.8%	329
エ	特に不足していると感じない	16.0%	221
オ	その他	2.9%	40



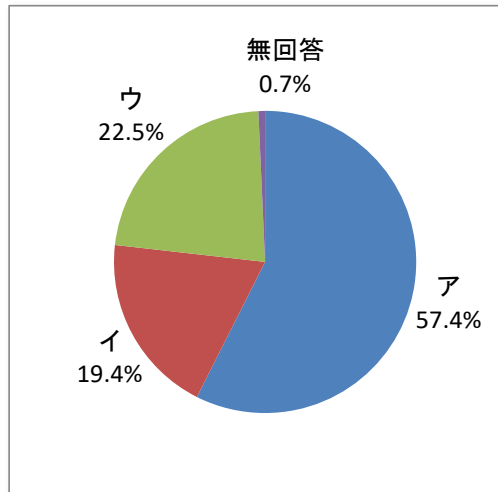
その他(抜粋)

喫煙所の場所の案内
加熱式たばこも規制対象であること
条例や法律に違反した場合の罰則
外国人に対する英語での注意喚起、啓発

**Q6** 横浜市が設置する屋外喫煙所についてお聞きます。  
 横浜市では、喫煙禁止地区での喫煙を未然に防ぐために、屋外喫煙所を設置しています(17か所)。今後、喫煙禁止地区に指定されていない駅周辺に、喫煙所を設置することは喫煙マナーの向上に効果があると思いますか。  
 (単一選択)

n = 1,384

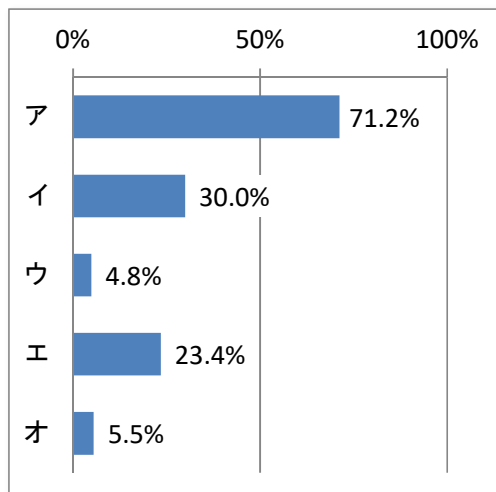
ア	効果があると思う	57.4%	795
イ	効果はないと思う	19.4%	268
ウ	どちらともいえない	22.5%	311
無回答		0.7%	10
		100.0%	1,384



**Q7** 飲食店の受動喫煙対策についてお聞きます。  
 飲食店を利用する際の選択について、該当するものを選んでください。  
 ※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
 (複数選択可)

n = 1,384

ア	お店全体が禁煙の店舗を選ぶ	71.2%	985
イ	お店自体は禁煙だが喫煙室等がある店舗を選ぶ	30.0%	415
ウ	お店全体が喫煙可能な店舗を選ぶ	4.8%	67
エ	同行する相手により店舗を選ぶ基準を変える	23.4%	324
オ	特に気にしない	5.5%	76

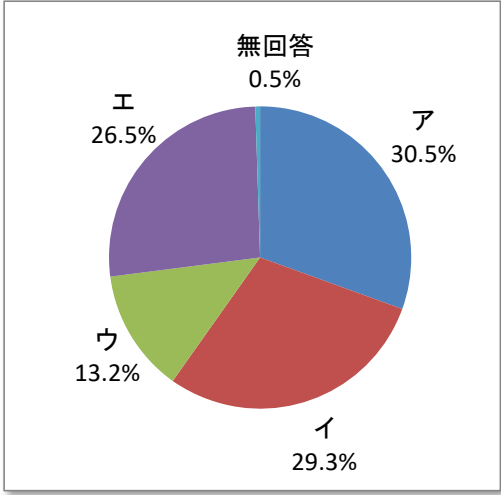


**Q8** 飲食店の受動喫煙対策についてお聞きします。  
 横浜市内の飲食店では、利用者の望まない受動喫煙を防ぐため、お店が禁煙か喫煙可能かがわかるように、お店の出入りに標識を掲示することが義務付けられています。その標識を参考にしてお店を選んでいますか。

【参考】掲示が必要な喫煙・禁煙の標識  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/kenkozukuri/tabako-health/taisaku/hyoushiki.html>  
 (単一選択)

n = 1,384

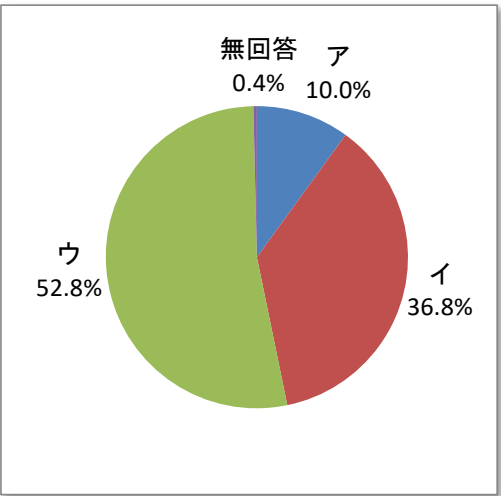
ア	いつも参考にしている	30.5%	422
イ	たまに参考にしている	29.3%	405
ウ	参考にしていない	13.2%	182
エ	標識をみたことがない	26.5%	368
無回答		0.5%	7
		100.0%	1,384



**Q9** あなたはたばこを吸いますか。  
 ※本アンケートでは「たばこ」は葉たばこを原料とした「紙巻きたばこ」・「加熱式たばこ」を指します。葉たばこを原料としない「電子たばこ」は含みません。  
 (単一選択)

n = 1,384

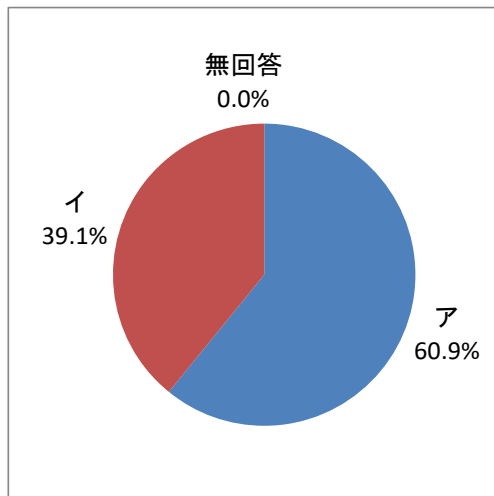
ア	吸う (Q10・11・13・14・15・17へ)	10.0%	138
イ	以前吸っていたが禁煙した (Q18へ)	36.8%	509
ウ	吸ったことがない (Q19へ)	52.8%	732
無回答		0.4%	5
		100.0%	1,384



**Q10** あなたは主にどの種類のたばこを吸っていますか。  
(単一選択)

n = 138

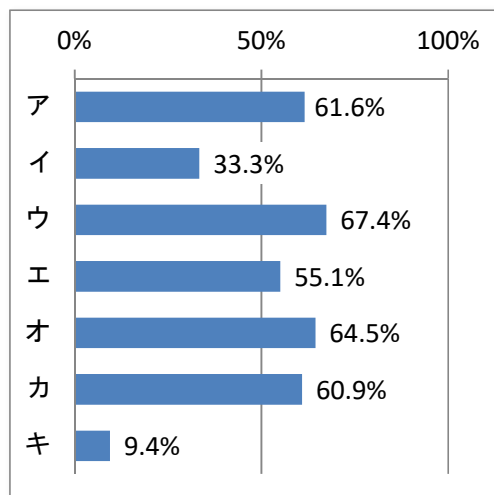
ア	紙巻きたばこ	60.9%	84
イ	加熱式たばこ	39.1%	54
無回答		0.0%	0
		100.0%	138



**Q11** 普段どこでたばこを吸っていますか。  
(複数選択可)

n = 138

ア	自宅(室内)	(Q12へ)	61.6%	85
イ	自宅(ベランダ・庭等)	(Q12へ)	33.3%	46
ウ	横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所(市内17か所)	(Q13へ)	67.4%	93
エ	ウ以外の屋外喫煙所(コンビニエンスストア・たばこ屋・飲食の店頭を設置された喫煙コーナー)	(Q12へ)	55.1%	76
オ	飲食店の喫煙スペース	(Q12へ)	64.5%	89
カ	商業施設やオフィスビルなどの屋内喫煙スペース	(Q12へ)	60.9%	84
キ	路上や公園	(Q12へ)	9.4%	13



**Q12** Q11で「ウ 横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所」を選択しなかった方にお聞きます。普段、横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所を利用していない理由を教えてください。  
(自由意見)

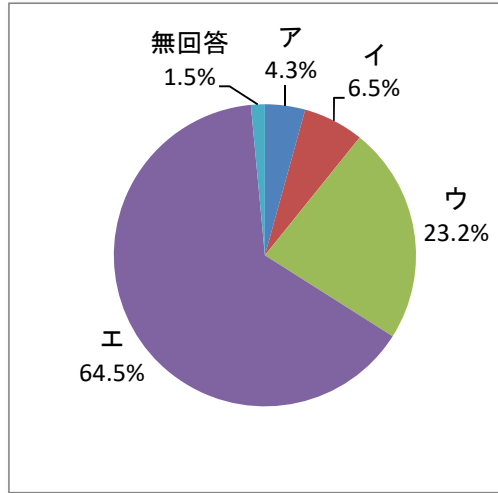
(抜粋)

屋外喫煙所が少ない
どこにあるか知らない
人が多いので使わない

**Q13** たばこを吸いたくなかった時、現在地から喫煙所へ移動するまで我慢できる時間はどれぐらいですか。  
(単一選択)

n = 138

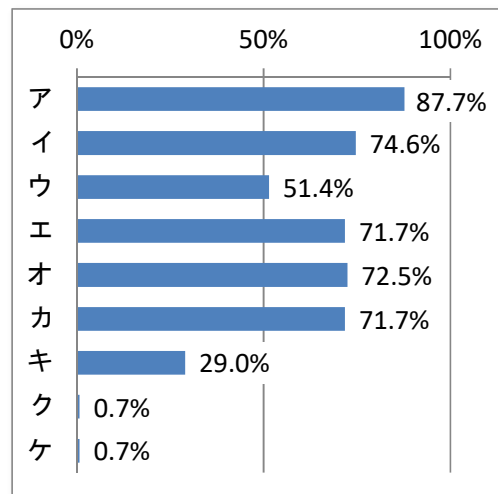
ア	1分未満	4.3%	6
イ	1分から2分未満	6.5%	9
ウ	2分から5分未満	23.2%	32
エ	5分以上	64.5%	89
無回答		1.5%	2
		100.0%	138



**Q14** 喫煙する際に気を付けていることはありますか。  
※「ク 特に気にしていない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。  
(複数選択可)

n = 138

ア	ポイ捨てはしない	87.7%	121
イ	歩きたばこはしない	74.6%	103
ウ	携帯灰皿を持ち歩いている	51.4%	71
エ	子どもや妊産婦・病人がそばにいる場所では吸わない	71.7%	99
オ	決められた喫煙所以外では吸わない	72.5%	100
カ	人通りのあるところでは吸わない	71.7%	99
キ	家族の前では吸わない	29.0%	40
ク	特に気にしていない	0.7%	1
ケ	その他	0.7%	1

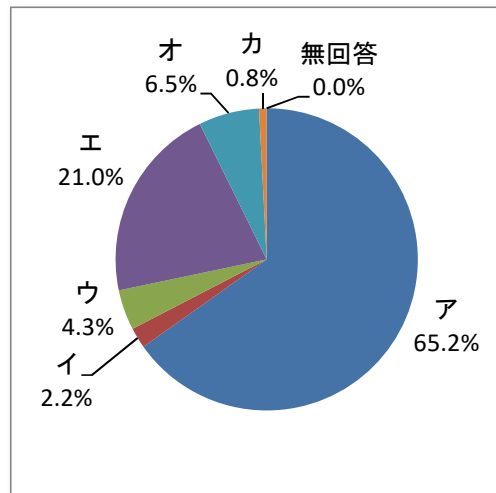




**Q15** この1～2年間で喫煙に関する行動に変化はありましたか。  
(単一選択)

n = 138

ア	変化なし	(Q17へ)	65.2%	90
イ	喫煙をはじめた(再開を含む)	(Q16へ)	2.2%	3
ウ	たばこの本数が増えた	(Q16へ)	4.3%	6
エ	たばこの本数が減った	(Q16へ)	21.0%	29
オ	紙巻きたばこから加熱式たばこに変えた	(Q16へ)	6.5%	9
カ	加熱式たばこから紙巻きたばこに変えた	(Q16へ)	0.8%	1
無回答			0.0%	0
			100.0%	138



**Q16** Q15で「イ～カ」を選択した方に伺います。喫煙に関する行動を変えた主な理由は何ですか？  
(自由意見)

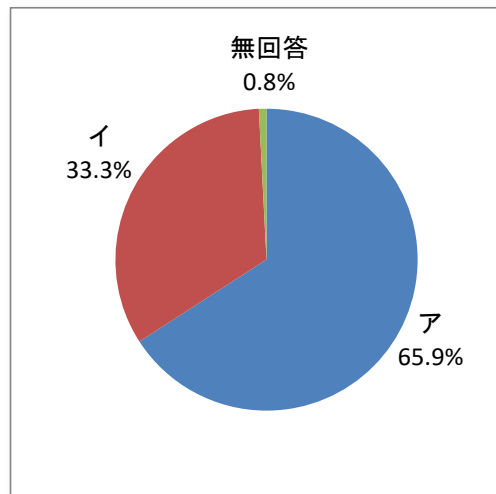
(抜粋)

加熱式たばこは歯にヤニがつかないから。【Q15でイを選択】
ストレスを抱えて本数が増えた。【Q15でウを選択】
健康増進法や受動喫煙防止について、よく理解できるようになり、自分自身の健康にも、又、周りに迷惑をかけないようにするために、以前に比べて喫煙回数(本数)を極力減らすように努力している。【Q15でエを選択】
コロナや健康を意識するようになった。また、たばこは高いので、節約しようと思った。服などに臭いがつく、口臭などが嫌いになった。【Q15でエを選択】
禁煙の飲食店が増えたことや、吸わない人が増えたので遠慮がちになった。【Q15でエを選択】
喫煙場所の減少【Q15でエを選択】
健康被害が抑えられそうだから。【Q15でオを選択】

**Q17** 過去に禁煙してみようと思ったことや禁煙したことはありますか。  
(単一選択)

n = 138

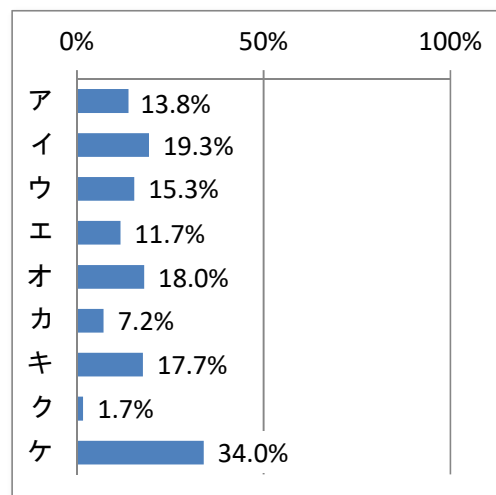
ア	ある (Q18へ)	65.9%	91
イ	ない (Q19へ)	33.3%	46
無回答		0.8%	1
		100.0%	138



**Q18** どの様なきっかけで禁煙を考えましたか。  
(複数選択可)

n = 600

ア	喫煙可能な場所が減ったから	13.8%	83
イ	経済的理由(たばこ料金の値上げ等)	19.3%	116
ウ	家族や知人など、周囲の目が気になるため	15.3%	92
エ	身近な人からのすすめ	11.7%	70
オ	自分や身近な人が病気をしたから	18.0%	108
カ	美容面(肌や歯の変化など)が気になった	7.2%	43
キ	健康診断や受診時に医療関係者からやめるように言われた	17.7%	106
ク	所属先(学校・勤務先など)からやめるように言われた	1.7%	10
ケ	その他	34.0%	204



その他(抜粋)

妊娠したため

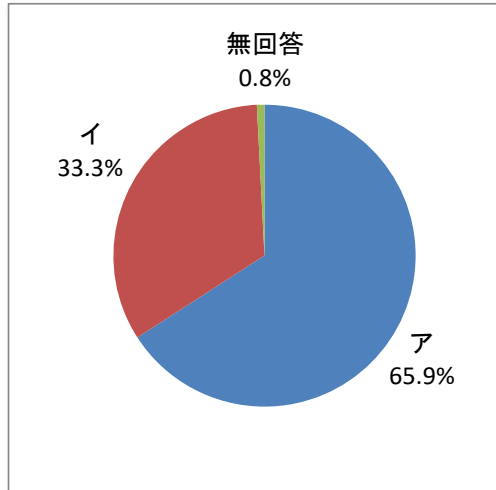
子供が生まれたから

健康のため

**Q19** 全員にお聞きします。  
 「加熱式たばこには、発がん物質やニコチンなど健康影響を与える有害な化学物質が含まれている」と報告されていますが、加熱式たばこの健康影響についてご存知ですか。  
 (単一選択)

n = 1,384

ア	知っている	34.7%	480
イ	なんとなく知っている	37.3%	516
ウ	知らない	27.4%	379
無回答		0.6%	9
		100.0%	1,384



**Q20** 横浜市の喫煙対策に関する取組について、ご意見がありましたらご記入ください。  
 (自由意見)

(抜粋)

公園や公道で小さい子供と遊んだり散歩したりする際に、受動喫煙やポイ捨てされている吸い殻を触ってしまうことが気になります。特に公園では安心して遊ばせることができません。公園では配慮義務等ではなく禁煙にして、掲示をしっかりとしてほしいです。
市内の飲食店、ランチ時間で喫煙できる店があり、受動喫煙が気になる。厳しく制限するよう指導してほしい。
飲食店の受動喫煙対策の標識が目立たないため、もっとわかりやすい形で掲示してほしいです。知らずに飲食店に入り(とくに複数人のときなど)、その場に喫煙者がいて初めて喫煙可能な店舗であったことを知ることが多いです。自分は非喫煙者なので極力禁煙の店舗を選びたいですが、同行者(嫌煙者以外)にはなかなか言い出しづらい部分もあるので、最初からはっきりと目立つところがあるとスムーズに伝えられて嬉しいです。
加熱式たばこについての情報など、もっと広く広めてほしいです。私は全く知らなかったのですが、多分、加熱式たばこを使用している人でも、どんな影響があるのか知らない人は多いと思います。そのような人にも理解を広めるように対策を是非お願いします。
歩きたばこの取り締まりを強化してほしい。子供と一緒に散歩することが多いが、歩きたばこによる受動喫煙はこちらの意思で避けることができないので悪質だと思う。
路上喫煙禁止範囲でたばこを吸っている人は相変わらずいます。標識がはがれてしまっているのもたまに見ます。標識の維持もやっていく必要があると思います。
喫煙禁止地区の拡充、歩行喫煙等に対する罰則の強化等を要望する。
喫煙所が少ない。喫煙所の場所がわかりにくい。